

○貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月27日

条例第31号

改正 昭和58年1月24日条例第2号

昭和59年9月28日条例第22号

昭和60年3月29日条例第4号

平成6年9月28日条例第34号

平成11年3月26日条例第6号

平成12年3月31日条例第27号

平成16年6月28日条例第17号

平成18年3月30日条例第13号

平成18年9月25日条例第45号

平成19年12月20日条例第29号

平成20年3月31日条例第18号

平成26年6月20日条例第17号

平成29年9月26日条例第25号

(題名改称)

平成30年6月29日条例第24号

平成31年3月19日条例第9号

令和2年9月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成11年条例6号・29年25号〕)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、貝塚市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当するもの
  - (2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において知的障害の程度が重度であると判定された者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当するもの
  - (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証(以下「特定医療費(指定難病)受給者証」という。)又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に基づき都道府県知事が交付する受給者証(以下「特定疾患医療受給者証」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級第9号に該当するもの(その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児であって、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級第9号に該当するもの
  - (5) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者
- 2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは

加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年貝塚市条例第13号)又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年貝塚市条例第27号)の規定により医療証の交付を受けることができる者

3 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設(大阪府内に所在するものに限る。以下「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(同法による被保険者(国民健康保険組合の被保険者を除く。))及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、貝塚市の対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等(以下「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次に掲げるものは、貝塚市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち1の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下「継続入院等」という。)により当該1の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。)を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(一部改正〔平成11年条例6号・16年17号・18年13号・19年29号・20年18号・26年17号・29年25号・令和2年29号〕)

(所得制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得(各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。)が、規則で定める額を超える者は、対象者としなない。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間、前項の規定は適用しない。

3 第1項において計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定する額以下となる者は除く。

(追加〔平成16年条例17号〕、一部改正〔平成29年条例25号・30年24号〕)

(医療費の助成)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養又は生活療養に係る給付に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部改正〔平成6年条例34号・12年27号・16年17号・18年45号・29年25号・令和2年29号〕)

(医療証の申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(全部改正〔平成29年条例25号〕)

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日(以下「申請日」という。)から開始する。ただし、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請日の属する月の初日又は当該各号に掲げる申請者の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか遅い日から助成するものとする。

(1) 申請日以後に身体障害者手帳を交付される者 身体障害者手帳に記載される交付日

(2) 申請日以後に療育手帳(療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳をいう。以下同じ。)を交付される者 療育手帳又は判定書に記載される判定日

(3) 申請日以後に精神障害者保健福祉手帳を交付される者 精神障害者保健福祉手帳に記載される交付日

(4) 申請日以後に特定医療費(指定難病)受給者証を交付される者 特定医療費(指定難病)受給者証に記載される有効期間の開始日

(5) 申請日以後に特定疾患医療受給者証を交付される者 特定疾患医療受給者証に記

載される有効期間の開始日

(全部改正〔平成29年条例25号〕)

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(一部改正〔平成29年条例25号〕)

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成16年条例17号・29年25号〕)

(届出義務)

第8条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成16年条例17号・29年25号〕)

(譲渡等の禁止)

第9条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(一部改正〔平成29年条例25号〕)

(不正利得の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部若しくは一部の返還又は支払を請求することができる。

(一部改正〔平成29年条例25号〕)

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のために必要があるときは、申請者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(追加〔平成29年条例25号〕)

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関して受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(追加〔平成29年条例25号〕)

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が正当な理由なしに前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(追加〔平成29年条例25号〕)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(一部改正〔平成29年条例25号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

(一部改正〔平成29年条例25号・令和2年29号〕)

(貝塚市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間は、第2条第3項第4号の規定の適用については、同号中「又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年貝塚市条例第27号)の規定により医療証の交付を受けることができる者」とあるのは、「若しくは貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年貝塚市条例第27号)の規定により医療証の交付を受けることができる者又は福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年貝塚市条例第25号)附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年貝塚市条例第28号)の規定により医療証の交付を受けている者」とする。

(追加〔平成29年条例25号〕、一部改正〔令和2年条例29号〕)

3 平成30年7月31日において福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年貝塚市条例第25号)附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年貝塚市条例第28号)の規定により医療証の交付を受けている者については、

第2条第1項第1号、第2号又は第5号に規定する対象者と認められる場合、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年8月1日に同項の規定による申請があったものとみなす。

(追加〔平成29年条例25号〕)

附 則(昭和58年1月24日条例第2号改正)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月28日条例第22号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月29日条例第4号改正)抄  
(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月28日条例第34号改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の(中略)貝塚市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例(中略)の各規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月26日条例第6号改正)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成12年3月31日条例第27号改正)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月28日条例第17号改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月30日条例第13号改正)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月25日条例第45号改正)



この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月20日条例第29号改正)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第18号改正)  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月20日条例第17号改正)  
この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月26日条例第25号改正)抄  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 次の各号に掲げる行為については、施行日前においても行うことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 第3条の規定による改正後の貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例(以下「新障害者医療費助成条例」という。)第4条、第8条、第11条及び第12条の規定による申請等の手続その他の行為

(貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 新障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において現に第3条の規定による改正前の貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(以下「旧障害者医療費助成条例」という。)の規定により医療証の交付を受けている者(施行日以後に大阪府内の他の市町村から貝塚市の区域内に住所を変更した者であって、施行日の前日において現に当該市町村における旧障害者医療費助成条例の規定に相当する規定により医療証の交付を受けているもの(その住所を変更した日において当該医療証が引き続いて更新されていない者を除く。)を含む。)が施行日から平成33年3月31日までの間に受ける精神病床への入院に係る給付に関する医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月29日条例第24号改正)抄

改正 平成31年3月19日条例第9号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条の2の規定は、平成31年10月以後に同条例の規定による医療費の助成を受けようとする場合における所得制限について適用し、同年9月以前に医療費の助成を受けようとする場合における所得制限については、なお従前の例による。

(一部改正〔平成31年条例9号〕)

附 則(平成31年3月19日条例第9号改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和2年9月25日条例第29号改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第1項に見出しを付する改正規定及び附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の第2条第3項に規定する入院等をしている者については、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和3年10月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。